最終更新日：2017年6月28日

西華産業株式会社
代表取締役社長　薦田　和隆
問合せ先：経営企画本部　企画部
証券コード：8061
http://www.seika.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

長期にわたって、当社の企業価値を守りかつ着実に増大させていくためには、事業発展のみならず、経営の健全性と透明性、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の維持向上並びに明確なガバナンスが確立されていることが必要であります。すなわち、経営に対する株主の監督機能が適切に発揮され、また、執行者による業務執行の過程が透明で合理的・効率的でかつ遵法であることが必要不可欠であり、そのためのコーポレート・ガバナンスの強化は当社にとって、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－１－１】（会社提案議案に対する反対の理由や反対票が多くなった原因の分析）
当社は、株主総会後の臨時報告書にて会社提案議案の賛成、反対等の数は開示しておりますが、今まで相当数の反対票が投じられた事がなかったことから、その原因分析までは行ってきませんでした。
当社の取締役会は、今後、反対票が２０％を超える会社提案議案については、反対の理由や反対票が多くなった原因を分析すると共に、株主との対話その他の対応の要否について検討して参ります。

【補充原則１－２－４】（議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）
当社は、議決権の電子行使に関し、その導入を検討して参ります。
また招集通知の英訳につきましては、平成２９年開催の定時株主総会より招集通知の一部を英訳し、当社ホームページに掲載しております。

【補充原則３－２－１】（外部会計監査人の適切な選定、評価）
当社の監査役会は、
（1）外部会計監査人を適切に選定し評価するための基準は定めておりませんが、外部会計監査人の監査実施状況の確認や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握や評価を行っております。
（2）外部会計監査人の独立性と専門性については、毎期監査計画時に監査役および監査役会が日本公認会計士協会の指針、ガイドラインに基づいて外部会計監査人から報告を受け、評価を行い、日本監査役協会の指針等によって客観的に評価を行うとともに、監査報告や、定期的な意見交換を通じて確認しております。

【補充原則４－１０－１】（重要事項に関する独立社外取締役の関与、助言）
当社は、独立社外取締役より、経営全般にわたり適切な関与、助言を受けておりますが、指名・報酬などの重要事項を検討する諮問委員会は設置しておりません。
なお、諮問委員会等の仕組みにつきましては、必要に応じて検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンス・コードにつきましては、当社ホームページに全ての原則を開示しておりますので、ご参照ください。

http://www.seika.com/company/governance/

【原則１－４】（いわゆる政策保有株式）
「政策保有株式に関する方針」
当社は、当該相手先との取引内容や取引の規模・期間等を鑑みて、取引関係の維持・強化のために、当該相手先の株式を保有しております。
また、当社の政策保有に関する方針を、以下の通り定めております。
1．会社が政策保有株式として上場株式を新規保有、買い増し、保有継続、保有解消等に関する意思決定は取締役会または経営会議で行う。また、無配が長期間継続している株式および企業価値が継続的に下落している株式の保有継続については、保有コストを勘案して保有継続の是非を取締役会または経営会議にて審議する。
2．会社が政策保有株式を保有する場合には、資本コストを意識し、保有目的が明確でない株式および保有目的が消滅した株式は保有しない。
3．相互の持ち合いは、相互の安定的な取引関係の維持を目的とする。
4．会社が保有する政策保有株式の限度額並びに1銘柄の保有限度額は、社内規定に則って保有する。
5．政策保有株式の保有相手会社が保有する当社株式の議決権割合は１０％未満とすることを原則とする。
6．政策保有株式の議決権行使は、株式銘柄毎に定めた区分によって、営業統括本部長または管理本部長が行い、その結果については、経営会議に報告することとする。
7．政策保有株式の相手会社との相互間での社外役員の派遣は行わない。

「政策保有株式の議決権行使基準」
当社は、全議案を精査の上、原則として、肯定的に判断致します。
ただし、以下のような状況の企業の会社提案議案については、肯定的な判断をせず慎重に検討を行い、適切な議決権行使を行います。
1．企業または企業の経営陣幹部に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業であって、再発防止策等が十分に図られていないと判断される企業。

2．債務超過の状況にある場合など経営成績に問題があると判断した企業であって、改善が見込まれない企業。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
当社の取締役会は、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会が定めた取締役会規定に基づいて、手続きを踏まえた監視を行っております。

【原則3－1】（情報開示の充実）
（1）当社は、経営理念並びに中期経営計画に関しては、当社ホームページに掲載している他、決算説明会、株主通信等においても開示しております。
（2）当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針に関しては、当社ホームページに掲載している他、コーポレートガバナンス報告書においても開示しております。
（3）当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針と手続に関しては、コーポレートガバナンス報告書並びに有価証券報告書において開示しております。
（4）当社は、取締役候補の選任に関しては、経営会議で十分に討議した上で、取締役会に上程し、決議しております。
また、監査役候補者の選任に関しても、経営会議で十分に討議し、監査役の意見を聞いて同意を得た上で、取締役会に諮っております。
（5）当社は、すべての取締役、監査役候補者の選任について、その理由を招集通知において開示しております。

【補充原則4－1－1】（経営陣に対する委任の範囲）
当社の取締役会は、法令または定款に定める事項の他、取締役会規定に定められた事項を審議および決定しております。また、執行役員に対して夫々の所掌を定め、業務執行権限を委ねております。
一方、当社の経営会議は、取締役および執行役員の中から取締役会で指名された者で構成され、取締役会に付議すべき事項の事前協議および取締役会付議事項以外の審議および決定を行っております。

【原則4－8】（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、平成28年開催の定時株主総会より、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する判断基準は策定しておりませんが、候補者の選任にあたっては、会社法上の要件や東京証券取引所の独立役員に関する判断基準をもとに選定し、その後経営会議において十分に協議を行った上で最終的に取締役会に上程し、決議しております。

【補充原則4－11－1】（取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方）
当社の取締役会は、経営責任の明確化、機動的な経営組織の構築のため、様々な専門知識や豊富な経験を有する取締役（社外取締役を含む）で構成されており、取締役会全体としてのバランス、多様性および規模は十分に確保されていると判断しております。

【補充原則4－11－2】（役員の兼任状況）
当社の取締役・監査役については、「事業報告」にて、その兼任状況を開示しており、兼職については合理的な範囲であると考えております。

【補充原則4－11－3】（取締役会の実効性についての分析・評価および結果の概要の開示）
当社は、取締役会の実効性を確保し、今後の取締役会の機能向上を図るため、平成29年3月期を対象期間として、「取締役会の実効性評価」を実施いたしました。その結果の概要は、以下の通りであります。

1．評価の方法
当社取締役および監査役全員を対象として、自己評価アンケートを実施し、その結果をもとに取締役会にて実効性に関する分析・評価を行いました。
（自己評価アンケートの項目）
（1）取締役会の構成
（2）取締役会の運営
（3）取締役会の審議充実
（4）取締役会を支える体制
（5）株主その他ステークホルダーとの関係充実

2．評価結果の概要
上記分析・評価の結果、取締役会の構成、運営、審議、取締役会を支える体制、ステークホルダーとの関係において、当社取締役会は概ね適切に機能しており、実効性が確保されているものと評価いたしました。

3．今後の取り組み
当社取締役会におきましては、今回の分析・評価の結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4－14－2】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、取締役・監査役に対しては、新任時に、外部で開催されるセミナーに参加させる等して、取締役・監査役として必要な知識を習得させ、自らに求められる役割と法的責任を含む責務を十分に理解する事を義務付けております。
また就任後においても、必要に応じて、知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。

【原則5－1】（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主、機関投資家との積極的な対話を通じ、中長期的な企業価値の向上を図るため、年二回の決算説明会において社長自ら決算状況や中期経営計画の進捗状況を説明している他、株主総会においては、質疑応答時間を十分に設け、株主からの質問に対して丁寧な対応に努めております。
また当社は、個人株主からの対話（面談）の申込みに対しては総務・人事部が、機関投資家等の法人株主に対しては企画部が対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱日立パワーシステムズ(株)	4,131,390	6.29
(株)三菱東京ＵＦＪ銀行	2,000,000	3.04
(株)山口銀行	1,764,594	2.68
日機装(株)	1,593,250	2.42
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	1,565,000	2.38
三菱電機(株)	1,431,917	2.18
(株)鶴見製作所	1,335,250	2.03
三菱化工機(株)	1,252,000	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	1,233,000	1.87
(株)三井住友銀行	1,171,250	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井　裕子	弁護士											
深尾　隆久	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

白井　裕子	○	該当事項はございません。	同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、企業法務を中心とした弁護士としての専門的な知識・識見ばかりでなく、各種団体の執行、監査の経験を有し、法令を含む社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、経営の監督機能の強化に繋がるものと判断しております。 同氏は経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
深尾　隆久	○	同氏は過去、三菱化学エンジニアリング株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社の間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.5%未満であり、その取引の規模から独立性基準には抵触せず、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	同氏は三菱化学エンジニアリング株式会社の代表取締役社長をはじめ産業技術総合研究所客員研究員ほか要職を歴任しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社グループの経営に活かして頂けると判断しております。 同氏は経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画、結果について報告並びに説明を受け情報の共有に努めるなどして連携を深めております。
監査役は内部監査部門に必要な事項を指示することが出来ます。監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査員は、その指示に関して取締役からの制限を受けないこととなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森　好伸	公認会計士													
毛野　泰孝	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森　好伸	○	該当事項はございません。	同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として専門知識を有しておられ、その知識や経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断しております。 同氏は、経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
毛野　泰孝	○	該当事項はございません。	同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な識見を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断しております。 同氏は、経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社の業務執行の適法性を保持することのチェック、会計監査人との連携による会計の適法、適正のチェックを行なうこと、並びに取締役会等の場において、客観的な立場から経験を生かした様々な助言を行なっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬の内、賞与については業績連動制度を導入しております。
また、当社は経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、中長期的な業績や企業価値の向上および株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、役員退職慰労金制度を廃止すると共に、経営陣に対して、株式報酬型のストック・オプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者については、取締役（社外取締役を除く）および執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告に全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、社内規定に則り基本報酬金額 (固定報酬) が決められているほか、業績連動による賞与と株式報酬型のストック・オプションを加算し、決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

当社は、必要な情報を、社外取締役に対しては取締役会事務局である総務・人事部を通じて、また非常勤である社外監査役に対しては常勤監査役を通じて、適確に提供しております。
また取締役会の開催に際しては、資料を事前配布し、社外取締役および社外監査役に対して事前説明を実施しております。
なお、監査役は主要な稟議書および重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役の人数を11名以内とする旨を定款で定めており、現在、取締役会は取締役7名 (うち社外取締役2名) で構成されております。
なお、その任期は、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応するため定款において1年と定めております。
当社は、会社の業務執行に関する基本方針および重要事項を審議決定するために経営会議を設置しております。また、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため執行役員制度を活用しており、業務執行の迅速化、効率化を図っております。現在執行役員12名 (取締役兼務を含む) が選任されております。
当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名および社外監査役2名の合計4名で構成されております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、公認会計士から監査報告を受け、業務および財産の状況調査を行なうことで取締役の職務の遂行を監査しております。
また当社の内部監査は社長直轄組織である内部監査室が実施しております。
会計監査人は明光監査法人に依頼し、法令に基づく会計監査を受けております。また、顧問弁護士は1弁護士事務所と顧問契約を結び、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会は、取締役7名 (うち社外取締役2名) で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。
また、当社の監査役は取締役会に毎回出席するほか、社内の重要会議に出席するなどして、客観的立場で取締役の職務執行を監視します。
なお、当社は社外取締役を2名選任しており、社外取締役が有する専門知識や経験を元に、独立かつ客観的な視点により経営方針に対する助言や、経営の監視・監督が行われることで実効性の高いガバナンス体制が構築されると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知発送に関し法定期日前発送を目途に早期に実施しており、また、発送前の電子的な公表（TDnet や当社ホームページ）も行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主の皆様との建設的な対話の充実や正確な情報提供等の観点から、当社の株主総会日は集中日を避けた日程を考慮して開催しており、また株主総会関連の日程も適切な設定を行っております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳につきましては、平成２９年開催の定時株主総会より招集通知の一部を英訳し、当社ホームページに掲載しております。
その他	当社の株主総会は、ビジュアル化を実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第２四半期決算発表後、.アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.seika.com/ir/ 決算短信、有価証券報告書、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部　企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	―
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境マネジメントシステムＩＳＯ１４００１の認証を平成１７年６月２２日に取得、平成２９年６月２２日に更新し環境配慮型商品の拡販に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）として健全な経営と継続的な事業の発展により社会的な責任を果たすため、会社法で定められた業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備する。

1．取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・取締役・執行役員および使用人の事業活動における行動規範としてコンプライアンスマニュアルおよび関連する規定を制定し、社長をはじめとする取締役・執行役員が率先垂範するとともに、使用人への周知と理解の向上を図る。
・コンプライアンスを推進する部署として、社長直轄の内部監査室を設置し、遵法体制の整備、遵法活動の推進並びに内部監査による評価を行う。また、安全保障輸出管理を適切に実施するための輸出管理委員会を設置する。
・取締役・執行役員および使用人のコンプライアンス違反行為が内部通報システムなどにより明らかになった場合には、コンプライアンスマニュアルに基づき、速やかな問題解決および是正を行う。
・反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たないことをコンプライアンスマニュアルに定め、接触を受けた場合には弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る上程書、議事録等重要文書は、取締役会規定、経営会議規定および文書管理規定に基づき、適切に保存および管理し、取締役および監査役が常時閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・様々なリスクによる損失の発生およびその拡大を防ぐため、内部統制規定に基づき、情報を共有し、組織の連携によりリスクの分析と管理を行い、モニタリングと内部監査を徹底し、問題発生時の適切な対応と是正を行う。
・個別のリスクについては、規定、手順等に基づき、担当部署がリスクを管理する。
・全社的なリスクおよび個別のリスクが全社に及ぶ場合については、内部監査室が統括管理する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会規定に基づき、取締役会を原則として毎月1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督等を行う。
・業務執行の迅速化を図るため、取締役会に付議すべき事項の事前協議および取締役会付議事項以外の審議および決定を行う経営会議を設置し、原則として毎月2回以上開催する。
・取締役会および経営会議にて決定された業務は、機構職制規定および各種業務規定に基づき、執行する。
・執行役員制度を活用し、業務執行権限の委譲を進めることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、効率的な経営を推進する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社グループの運営の円滑化および事業推進のため、国内・海外関係会社支援運営規定に基づき、各子会社の責任者を定め、当社グループの責任および権限を明確にする。
・各子会社の責任者は、職務の執行に係る事項を必要に応じて当社に報告を行うものとする。
・当社グループは、国内・海外関係会社支援運営規定に基づき、指導、支援およびリスク管理を行う。
・当社グループは、当社の内部統制の方針に基づき、業務の適正を確保する体制を確立し、これを維持する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の独立性および指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は使用人を配置するものとし、その使用人は監査役の指示に従うものとする。
・監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得るものとする。

7．監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・取締役・執行役員、使用人および各子会社の責任者は、当社グループに重大な損失を与える事項、法令遵守違反および不正を発見した場合は、監査役またはコンプライアンス等相談窓口へ報告を行うものとする。
・当社グループは、コンプライアンスマニュアルに基づき、報告者に対し不利な取扱いを行わないことを確保する。
・監査役は、必要に応じて、重要事項等に関する文書の閲覧並びに取締役・執行役員および使用人からの説明を求めることができる。
・監査役は、取締役会等重要会議に出席し、経営の意思決定の過程および業務の執行状況等を把握する。
・監査役は、代表取締役および社外取締役との定期的な意見交換、会計監査人並びに内部監査室からの監査報告および連携により、実効的な監査体制の確保および強化に努める。
・監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続や処理を行うことができるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「コンプライアンスマニュアル」において、市民社会の秩序や安全に対し脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは対決し、一切の関係を遮断する旨を明文化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制については添付（コーポレート・ガバナンス体制図）のとおりであります。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

（1）会社情報の適時開示判断
会社情報の適時開示については、適時開示規則等に基づき、総務・人事部が中心となり、企画部、業務部、経理部等と連携して、適時開示情報に該当するかを協議し、最終的に情報取扱責任者（管理本部長）が判断しております。

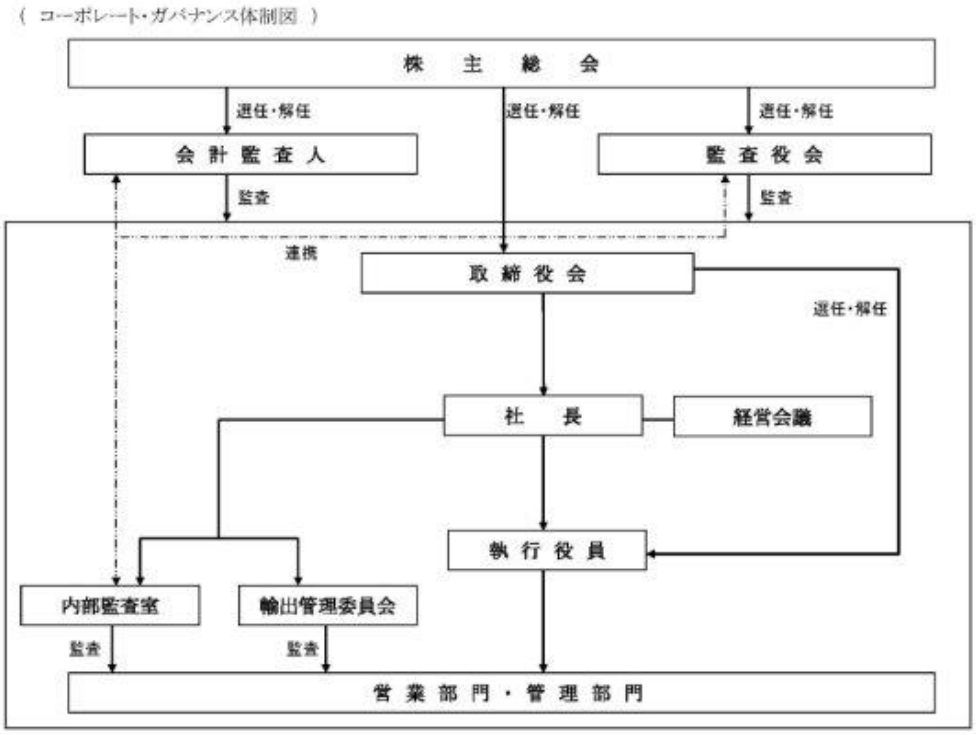
（2）適時開示情報に係る社内体制
1）決定事実に関する情報
重要な決定事実については、取締役会もしくは経営会議において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより、迅速な意思決定を行っております。
決定された重要事実については、情報取扱責任者が東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示が必要と判断した場合には、速やかに開示を行っております。

2）発生事実に関する情報
重要事実が発生した場合には、当該事実が発生した部門長および子会社等の代表者などから速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されます。発生した事実については、情報取扱責任者が東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示が必要と判断した場合には、速やかに開示を行っております。

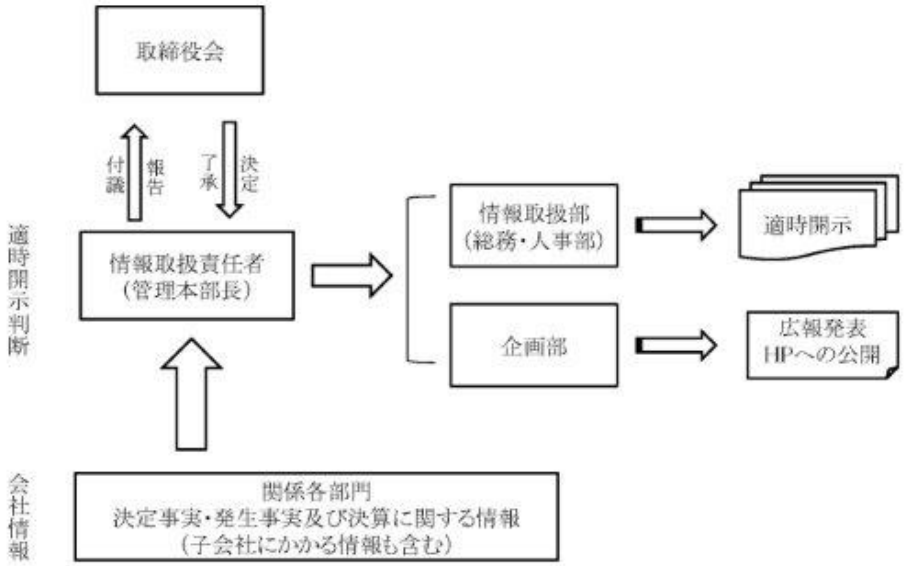
3）決算に関する情報
決算に関する情報については、経理部が中心に決算書類を作成し、会計監査人および監査役会による監査を受けた後、決算に関する取締役会において承認を得て、取締役会開催当日に開示しております。

（3）適時開示体制の概要図は添付（適時開示体制図）のとおりであります。

（ コーポレート・ガバナンス体制図 ）



（ 適時開示体制図 ）


取締役会
付議
報告
了承
決定
適時開示判断
情報取扱責任者
（管理本部長）
情報取扱部
（総務・人事部）
適時開示
企画部
広報発表
HPへの公開
会社情報
関係各部門
決定事実・発生事実及び決算に関する情報
（子会社にかかる情報も含む）